

【公布された条例等のあらまし】  
徳島県ワンヘルス推進条例（条例第二十三号）

一 目的

この条例は、ワンヘルスの推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに医師、獣医師、環境科学をはじめとする各学術分野の研究者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、その推進に関する必要な事項を定めることにより、県民のワンヘルスへの理解の促進を図り、もってワンヘルス実践社会を構築することを目的としたこととした。

二 基本理念

ワンヘルスの推進に関する基本理念を定めることとした。

三 県の責務

県は、基本理念にのっとり、ワンヘルスの推進に向けて、ワンヘルスに関する知識の普及啓発、野生動物の生息環境の保全等の施策を実施するものとしたこととした。

四 医師及び獣医師の役割

1 医師及び獣医師は、基本理念にのっとり、動物由来感染症に関して県民へのワンヘルスの推進を図るとともに、県、研究者及び関係機関との情報共有に努めるものとするものとした。

2 医師及び獣医師は、県の施策に協力するとともに、県、研究者及び関係機関と連携を取りながら、動物由来感染症の発生防止に努めるものとしたこととした。

五 研究者及び関係機関の役割

1 研究者及び関係機関は、基本理念にのっとり、ワンヘルスの推進への寄与が期待される知見について、県、医師及び獣医師との情報共有に努めるものとしたこととした。

2 研究者及び関係機関は、県の施策に協力するとともに、県、医師及び獣医師と連携を取りながら、動物由来感染症の発生防止に努めるものとしたこととした。

六 ワンヘルス推進月間

1 県民へのワンヘルスの推進を図るため、九月をとくしまワンヘルス推進月間とすることとした。

2 県は、とくしまワンヘルス推進月間にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとしたこととした。

七 ワンヘルスの推進に向けた体制整備

県は、ワンヘルスの推進に関して、県、医師、獣医師、研究者及び関係機関の協力及び連携を図るため、その業務を統括する体制を整備するよう努めるものとしたこととした。

八 ワンヘルスの推進に係る助言及び提案を行う場

知事は、医師、獣医師、研究者及び関係機関による専門的見地からのワンヘルスの推進に関する必要な助言及び提案を県に対して行う場を設けるものとしたこととした。

九 財政上の措置等

県は、ワンヘルスの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他

の措置を講ずるよう努めるものとする」とした。

十 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。